

「まん延防止等重点措置」

令和3年5月9日に発令された

「まん延防止等重点措置」が延長

されたため、当措置が解除される

6月20日までのご利用分について

新規受付は行っておりません。

【該当施設】

◎ ヤマモリ体育館各施設

・体育館 ・トレーニングルーム ・卓球場
・柔道場 ・剣道場 ・会議室

◎ NTN総合運動公園各施設

・テニスコート ・デイキャンプ場
・サッカー場 ・壁打ちコート

◎ 大山田

・第2テニスコート/多目的広場 ・第4ソフトボール場

◎ 立花・こばさかテニスコート

◎ 九華・北部・深谷野球場

◎ 多目的運動広場の申請

・NTN総合運動公園
・星川公園

◎ グラウンドゴルフ場の申請